

報告第1号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和3年5月28日

三朝町長 松浦弘幸

専決第5号

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項により、三朝町国民健康保険条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和3年5月17日

三朝町長 松浦弘幸

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和45年三朝町条例第23号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～10 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>5 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>6～10 略</p>
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。